

久喜市屋内型こどもの遊び場 指定管理者募集要項

令和8年6月

久喜市

目次

1 募集の概要.....	1
(1) 施設の概要	1
(2) 指定期間.....	1
(3) 指定管理料等.....	1
2 管理の基本条件	2
(1) 指定管理者が行う管理の範囲.....	2
(2) 指定管理者が行う業務の内容	2
(3) 自主事業.....	2
(4) モニタリング	3
3 申請資格要件等.....	3
(1) 申請できる者	3
(2) 申請資格要件.....	3
(3) 接触の禁止	3
(4) 共同事業体による申請.....	3
(5) インボイス制度への対応.....	4
4 募集要項の配布等	4
(1) 募集要項及び申請様式の配布	4
(2) 現場説明会及び現場見学会.....	4
(3) 質問の受付及び回答	4
5 申請書類 A(一次審査書類)	5
(1) 申請書類	5
(2) 提出部数.....	6
(3) 提出期限.....	6
(4) 提出場所.....	6
(5) 提出方法.....	6
(6) 一次審査結果の通知.....	6
(7) 留意点	6
6 申請書類 B(二次審査書類).....	6
(1) 申請書類	6
(2) 提出部数.....	7
(3) 提出期限.....	7
(4) 提出場所.....	7
(5) 提出方法.....	7
(6) 留意点	7

7 辞退	8
8 審査	8
(1) 審査	8
(2) 審査の留意事項	8
(3) 選定基準及び配点	8
(4) 二次審査の日時等	8
(5) 失格	9
9 指定管理者指定後の手続き	9
(1) 指定管理者の指定及び公表	9
(2) 協定の締結	9
(3) 引継ぎ、準備行為の実施	10
(4) その他	10
10 スケジュール	10
11 その他	11
12 問合せ先	11

久喜市屋内型こどもの遊び場指定管理者募集要項

久喜市は、久喜市屋内型こどもの遊び場(以下「遊び場」という。)のより効率的で効果的な管理運営を進めるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年7月条例第234号)に基づき、遊び場の指定管理者を募集する。

1 募集の概要

(1) 施設の概要

ア 施設名称

久喜市屋内型こどもの遊び場(愛称:あそびのにわ)

イ 設置日

令和6年10月24日

ウ 所在地

位置:久喜市桜田3丁目2番地1

株式会社ヤオコー(以下「ヤオコー」という。)東鷲宮店 2階の一部

※ 市は、遊戯施設、子ども・子育て支援事業の用に供することを目的に、ヤオコー2階の一部について、定期建物賃貸借契約を締結している。

エ 利用状況(令和7年度)

区分	遊び場	遊び場相談室
開館日数	310日	258日
休館日数	55日	107日
利用者数(総計)	94,205人	276件
入場料収入	19,674,300円	—

オ 駐車場等

駐車場:216台(駐車後24時間 60分200円 最大500円)

駐輪場:自転車218台、バイク21台

※商業施設の駐車場及び駐輪場を使用する。

(2) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(3) 指定管理料等

ア 指定管理業務及び自主事業に係る経費

(ア) 指定管理業務に係る経費は、久喜市が支払う指定管理料と利用料金収入で賄うこと。

(イ) 自主事業に係る経費(自主事業に係る人件費、光熱水費を含む。)は、指定管理料を充てることができないものとし、指定管理者自らが負担すること。なお、自主事業の実施に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

イ 指定管理料の上限額

久喜市が指定管理者に支払う指定管理料の上限額は次に示す額とする。

5年間:177,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(内訳)	令和9年度	32,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)
	令和10年度	33,700千円(消費税及び地方消費税を含む。)
	令和11年度	35,400千円(消費税及び地方消費税を含む。)
	令和12年度	37,100千円(消費税及び地方消費税を含む。)
	令和13年度	38,800千円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、詳細な経費の取扱いについては仕様書による。

ウ 利用料金

久喜市屋内型こどもの遊び場条例(以下「遊び場条例」という。)第14条第2項の規定により定めた利用料金は、指定管理者の収入とする。

エ 指定管理料の支払い

指定管理料の具体的な額や支払い時期・方法等は協議の上、協定で定める。

2 管理の基本条件

(1) 指定管理者が行う管理の範囲

指定管理者が行う管理の範囲は、遊び場(遊戯室等、相談室、待機スペース、トイレ等、授乳室・おむつ替え室、スタッフルーム、ストックルーム)とする。

(2) 指定管理者が行う業務の内容

ア 遊び場条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

イ 遊び場の利用の許可等に関する業務

ウ 利用料金の収受等に関する業務

エ ライブラリーエリアの運営に関する業務

オ 子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業

カ 施設、設備等の維持管理に関する業務

キ 危機管理業務

ク その他遊び場の管理運営に必要な業務

※ 各業務内容等の詳細は仕様書による。

(3) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務以外に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と負担により自主事業を行うことができるものとする。

(4) モニタリング

久喜市は、指定管理者の指定管理業務の遂行状況や実績等を確認するため、提出された事業計画書、事業報告書(月次、年度を含む。)、利用者からの苦情・意見の内容等を基に、業務実施状況のモニタリングを行い、指定管理者が提供する業務水準の確認を行う。なお、指定管理者は当該事業に協力し、適切な事業評価の査定に協力すること。なお、モニタリングに関する詳細は、仕様書を参照すること。

3 申請資格要件等

(1) 申請できる者

申請を行うことができる者は、法人その他の団体若しくは共同事業体(以下「法人等」という。)とし、申請資格要件を満たす者とする。個人での申請は受け付けない。

(2) 申請資格要件

次のいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

ウ 久喜市から指名停止措置を受けている法人等

エ 法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(3) 接触の禁止

市が設置する指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)等、本件業務に従事する本市職員等に対し、本件応募についての接触を禁ずる。接触の事実が認められた場合、失格になることがある。

(4) 共同事業体による申請

複数の法人等で共同事業体を構成して申請する場合は、次の事項について留意すること。

ア 代表する法人等を定め、市とのやり取りは代表する法人等が行うこと。

イ 申請については、1申請者につき1提案に限る。また、当該共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。なお、構成員のいずれかが上記3(2)のいずれかに該当する場合は、指定を受けられない。

(5) インボイス制度への対応

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)における適格請求者(インボイス)の発行事業者として登録を受けること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や、免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られる場合はこの限りではない。

4 募集要項の配布等

(1) 募集要項及び申請様式の配布

ア 配布方法

久喜市ホームページに必要書類を掲載し配布するものとする。

イ 配布期間

令和8年6月8日(月)午前9時から6月26日(金)午後6時まで

(2) 現場説明会及び現場見学会

ア 現場説明会及び現場見学会

日時:令和8年6月17日(水) 午前10時～正午

場所:桜田コミュニティセンター 会議室3 (〒340-0203 久喜市桜田3-2-1)

現場説明会終了後、引き続き現場見学会を実施する。現場見学会は現場説明会終了後から正午までの間、遊び場内を自由に見学、確認を行うことができる。

※現地の状況により一部立入・見学を制限する区域を設ける場合がある。

イ 申込方法

現場説明会及び現場見学会への出席を希望する場合は、現場説明会及び現場見学会参加申込書(様式 A)を記載の上、6月15日(月)までに電子メールにより送付し、到達状況を電話で確認すること。到達状況の確認は午後4時30分までに行うこと。

ウ 申込先

久喜市子ども未来部子ども育成課

TEL 0480-22-1111(内線3311)

E-mail kodomoikusei@city.kuki.lg.jp

エ 留意事項

現場説明会及び現場見学会への出席人数は、1法人等2名以内とする。

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問方法

募集要項及び仕様書に関する質問は、質問書(様式 B)に記入の上、6月19日(金)までに電子メールにより送付し、到達状況を電話で確認すること。到達状況の確認は午後4時30分までに行うこと。

イ 送付先

久喜市子ども未来部子ども育成課

TEL 0480-22-1111(内線3311)

E-mail kodomoikusei@city.kuki.lg.jp

ウ 質問への回答方法

質問受付期間後に回答一覧を久喜市ホームページに掲載する。

エ 留意事項

(ア) 本要項及び仕様書の内容に関係のない質問には回答しない。

(イ) 電子メール以外の提出方法(電話、郵送、口頭、持参等)による質問は無効とし、回答しない。

5 申請書類 A(一次審査書類)

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書(様式1)

※共同事業体の場合は

(ア) 指定管理者指定申請書(様式1-1)

(イ) 共同事業体構成員届(様式1-2)

(ウ) 各法人等の役割、責任分担等に関する事項(様式1-3)

(エ) 委任状(様式1-4)

イ 法人等概要書(様式2)

※共同事業体の場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

ウ 法人等の定款又は寄附行為の写し

エ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※発行から3か月以内のものを正本に添付すること。副本は複写添付可とする。

※法人格を有さない団体については、会則又は規約等の書類を添付すること。

オ 納税証明書(法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書)

※納税義務がない場合、非課税証明書(非課税証明書が発行されない場合で、法令等により非課税であることが確認できない団体については、納税義務がないことの申出書)を提出すること。

※発行から3か月以内のものを正本に添付すること。副本は複写添付可とする。

カ 誓約書(様式3-1及び様式3-2)

※共同事業体の場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

キ 役員等名簿(様式4)

※当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の影響力がある者を含むこと。

※共同事業体の場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

- ク 本事業に類似した業務(遊び場運営、利用者支援事業)の取組実績書(様式5)
※共同事業体の場合は、構成員ごとに作成し、提出すること。

(2) 提出部数

- 正本1部、副本10部(複写可)
※資料はファイルに綴り(A4)、インデックスを付けること。

(3) 提出期限

令和8年7月2日(木) 午後4時30分まで(必着)

(4) 提出場所

〒346-8501
久喜市下早見85-3 久喜市役所
こども未来部こども育成課

(5) 提出方法

- 持参又は郵送
※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後4時30分までとする。
※郵送の場合は、提出期限までに久喜市に到達したものを有効とし、電話にて申請書類の到達状況を確認すること。到達状況の確認は午後4時30分までに行うこと。
なお、郵送事故等については、申請者のリスク負担とする。

(6) 一次審査結果の通知

一次審査結果は、令和8年7月9日(木)までに申請者に通知する。

(7) 留意点

- ア 提出期限までに申請書類Aを提出しなかった者は、申請書類Bを提出することができない。
イ 提出期限又は提出方法が守られなかった申請は無効とする。

6 申請書類B(二次審査書類)

(1) 申請書類

- ア 事業計画書(様式6)
※事業計画書に記載する内容の詳細については、別紙2「久喜市屋内型こどもの遊び場指定管理者の候補者選定に係る選定基準及び配点一覧」を参照すること。
イ 自主事業計画書(様式7)
※自主事業を実施する場合に作成すること。
※事業計画書に記載する内容の詳細については、別紙2「久喜市屋内型こどもの遊び場指定管理者の候補者選定に係る選定基準及び配点一覧」を参照すること。

ウ 収支計画書(指定管理事業)(様式8-1)

※消費税及び地方消費税を10%として計上すること。

※遊び場及び相談室(利用者支援事業)のそれぞれを作成すること。

エ 収支計画書(自主事業)(様式8-2)

※自主事業を実施する場合に作成すること。

※消費税及び地方消費税を10%として計上すること。

オ 指定管理料提案書(様式9)

※消費税及び地方消費税を10%として計上すること。

カ 附属書類

申請日の属する年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書(法人以外の団体はこれらに類する書類)。なお、申請日の属する年度に設立した団体は、その設立時における財産目録(法人以外の団体はこれに類する書類)。

(2) 提出部数

ア 正本1部、副本10部(複写可)

※資料はファイルに綴り(A4)、インデックスを付けること。

イ 電子記録媒体1部

※ワード、エクセル又はパワーポイント及びPDF形式で、CD-R又はDVD-Rの電子記録媒体に保存したものを提出すること。

(3) 提出期限

令和8年7月21日(火) 午後4時30分まで(必着)

(4) 提出場所

〒346-8501

久喜市下早見85-3 久喜市役所

こども未来部こども育成課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後4時30分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに久喜市に到達したものを有効とし、電話にて申請書類の到達状況を確認すること。到達状況の確認は午後4時30分までに行うこと。

なお、郵送事故等については、申請者のリスク負担とする。

(6) 留意点

ア 計画書の作成にあたっては、「募集要項」、「仕様書」等に記載されていることを遵守するとともに、法令等に定められていることについては、これを遵守すること。

イ 収支計画書は、指定期間にわたる収支予測を年度別に作成すること。

- ウ 事業計画書及び自主事業計画書はページ数を中央下に表記するとともに、目次を付けること。
- エ 記載欄が不足する場合は、適宜改行等を行い記載すること。
- オ 提出期限又は提出方法が守られなかった申請は無効とする。

7 辞退

指定管理者指定申請書の提出後に辞退する場合は、「辞退届(様式 C)」により届け出ること。なお、辞退した場合も申請書類は返却しない。

8 審査

(1) 審査

ア 一次審査

こども育成課において、提出された申請書類Aをもとに、資格要件への適合等について審査を行う。

イ 二次審査

一次審査を通過した者を対象に、申請書類Bをもとに選定委員会による二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施する。

(2) 審査の留意事項

ア 審査は非公開とする。

イ 申請者が1者の場合であっても審査を実施し、その提出書類の内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その申請者を指定管理者の候補者として選定する。

(3) 選定基準及び配点

ア 選定方法

別紙1「久喜市屋内型こどもの遊び場指定管理者の候補者選定方法等」を参照すること。

イ 選定基準及び配点

別紙2「久喜市屋内型こどもの遊び場指定管理者の候補者選定に係る選定基準及び配点一覧」を参照すること。

(4) 二次審査の日時等

ア 日時及び会場

9月下旬～10月上旬(予定)とし、詳細は一次審査を通過した者に通知する。

イ 出席者

1申請者につき4名以内とする。

ウ 二次審査の順番

申請書類 B の受付順とする。

エ 実施方法

(ア) プレゼンテーション

- ・ プレゼンテーションは提出した事業計画書を用いて、その内容に基づいて行うこと。なお、追加資料の配布は認めない。
- ・ パソコン等を使用しプレゼンテーションを行う場合、申請者がパソコン等の機器を持参すること。

※プロジェクター(HDMI ケーブル、D-sub ケーブル含む。)及びスクリーンは久喜市で準備する。

※インターネットへの接続が必要な場合は、申請者がインターネット環境を用意すること。

(イ) ヒアリング

- ・ 質疑への応答は、簡潔明瞭に行うこと。

オ 選定結果

二次審査を受けた者に対して、10月中旬から下旬ごろに文書により通知する。

カ 再度の選定

正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故がある場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合がある。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 「3(2)申請資格要件」を満たしていないことが判明したとき。
- イ 申請書類の内容に虚偽又は不正があると判明したとき。
- ウ 選定に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- エ 社会的信用を損なう行為等により指定管理者としてふさわしくないと認められたとき。
- オ 複数の申請書を提出したとき。
- カ 二次審査に参加しなかったとき。
- キ 久喜市が示す指定管理料の上限額を超える指定管理料の提案を行ったとき。
- ク 選定委員会委員等、本件業務に従事する本市職員等に対し、本件応募についての接触が認められたとき。

9 指定管理者指定後の手続き

(1) 指定管理者の指定及び公表

指定管理者は、久喜市議会の議決を経て文書で久喜市長が指定する。久喜市は指定管理者の指定を行ったときは、文書で申請者に通知するとともに、市の掲示場及びホームページで公表する。

(2) 協定の締結

指定の議決後に、指定管理業務に関する細目的事項、久喜市が支払う指定管理料等について、久喜市と指定管理者は協議の上、協定を締結する。

締結する協定は、指定期間を通した包括的な遊び場の管理運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの指定管理業務や指定管理料に関する事項その他基本協定書において定めのない事項を規定する年度協定書とする。

(3) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は市と協議し、指定管理の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、市(又は前受託者)から事務を引継ぎ、必要な準備行為を行うこと。

また、指定期間終了にあたり、市又は次期指定管理者へ円滑な引継ぎを行うこと。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とする。

(4) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 スケジュール

月日	内容
令和8年 6月8日～6月26日	募集要項の配布
6月8日～6月19日	質問の受付期間
6月17日	現場説明会及び現場見学会
6月23日	質問への回答期限
7月2日	申請書類A(一次審査書類)の提出期限
7月9日	一次審査結果の通知
7月21日	申請書類B(二次審査書類)の提出期限
9月下旬～10月上旬予定	二次審査(プレゼンテーション)
10月中旬～10月下旬	二次審査結果通知(指定管理者候補者の選定)
12月中旬～12月下旬	指定管理者の議決(市議会11月定例会議)
12月下旬	指定管理者の指定(告示)
令和9年 1月～3月	指定管理者候補者と協議
3月中旬	基本協定・年度協定の締結
4月1日	指定管理業務の開始

11 その他

- (1) 単独又は共同事業体に関わらず、申請は1法人等につき1件とし、複数の申請はできない。
- (2) 申請及び審査に際して申請者に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (3) 久喜市が一旦受理した申請書類については、原則としてこれを書き換え、差し替え、又は撤回することはできないものとする。
- (4) 久喜市に提出された申請書類は返却しない。
- (5) 申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布する。
- (6) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 申請書類は、久喜市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。
- (8) 申請書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとする。

12 問合せ先

久喜市子ども未来部子ども育成課 児童青少年係
〒346-8501 久喜市下早見85-3 久喜市役所
電話 0480-22-1111 (内線3311)
E-mail kodomoikusei@city.kuki.lg.jp